

つくばみらい市新商品開発支援等事業費補助金について

市では自ら意欲的に新商品開発や販路拡大に取り組む市内事業者(農業含む)を応援します。
令和5年度より、新商品開発後、5年以内に生産性の向上を目指す方へも支援いたします。

● **新商品開発とは・・・** 【2分の1以内かつ100万円までの補助】

新しい素材(食材)・技術等を利用して、今までの商品よりも優れた商品を新開発することや、新しい素材や技術を使わずともこれまでになかった商品、もしくは、今までの商品よりも著しく優れた商品を研究開発することを指します。

たとえば・・・

- ・お店を出している人気のカツ丼を、フリーズドライパックにして販売する
 - ・商品の仕入れから生産過程等を一新し、モンドセレクション特別金賞取得を試みる
 - ・売れる新商品を開発するために、売れている同様商品を視察しに行く
 - ・見た目が悪く、売り物にならない野菜をアイスクリームにして販売する(6次産業化)
 - ・1袋 500gの菓子を、持ち運びに便利な100g×5個の小分けサイズにする
- などが考えられます。

● **生産効率向上とは・・・** 【2分の1以内かつ100万円までの補助】

- 5年以内に新商品を開発し、需要が増え生産拡大の必要があり、生産効率をあげたい。
- 新商品の生産効率を向上させるため、大型機械の増設 など。

たとえば・・・

- ・新商品開発後、現在の機械設備では、生産効率が低いため、大型機械を導入する。
 - ・新商品の需要が増えたため、新しい機械を導入し、生産効率をあげたい。
- などが考えられます。

● **事業者同士の連携とは・・・**【補助率が2/3以内までに引き上げられます】

市内の中小企業同士が同じ目的で協力し、相互の利益を生み出そうとする活動をいいます。

たとえば・・・

- ・市内農家が栽培した野菜を使った料理を市内レストランで提供する(地産地消推進)
 - ・市内タクシー業社が市内果実施設と契約し、〇〇狩りツアー企画する(地域活性化)
- など、市内事業者のWINWINの関係が成立するものが対象です。

この場合、新たなホームページ作成の補助もあります。【3分の2以内かつ10万円まで】

ここで挙げた例はあくまでも参考です。

補助金交付要綱の主旨を捉えれば、創意工夫で様々な事業に活用していただけます。

今までやってこなかった企画や開発を進めるチャンスです。

【注意事項】

※ 補助を受けるためには、事前に申請し、審査を経て、交付決定を受ける必要があります。
交付決定前から実施しているものは交付対象とはなりません。

また、審査の過程で、計画修正を指示されたり、申請が却下される場合があります。

※ 補助は、予算の範囲内で実施されます。予算の都合上、補助上限額まで受けられない場合があります。

(補助対象となる経費)

報償費

専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金
講演会等の講師の謝礼金

※ 職員・従業員の人件費や残業代等は対象外となります。

旅費

専門家の招聘に要する交通費・宿泊費
研究機関等との研究実施に要する職員の交通費・宿泊費
現地視察に要する職員の交通費・宿泊費
販路拡大のための出展に要する交通費・宿泊費

※ グリーン車やビジネスクラス等の特別料金は対象外。宿泊費は事業所の旅費規程等に基づくもので、かつ常識の範囲内であること。事業所の規定が無い場合は、1泊あたり12,000円（つくばみらい市職員の旅費に関する条例による）上限とします。

需用費

パンフレットやポスターなどの印刷費
事業に必要な文献・資料購入費
事業に必要な消耗品費
事業に必要な燃料費

役務費

新聞等へのパンフレット類の折込費用や広告掲載費用
特許等の出願・登録費用（一式を委託料に含めることも可）
原材料から商品への加工賃
物品の運搬に必要な経費
各種検査等の手数料

委託料

市場調査等の業務を委託する経費
製品パンフレットや紹介動画等の作成を委託する経費
工具・器具等の試作、改良業務委託費用

使用料及び賃借料

物品・機器のリース料
会議室や会場等の使用料

原材料費

商品に直接使用する主要原料、主要材料等の購入費
新商品開発に直接要する賄材料費（食材等の調達費）

機械装置購入費

新商品に直接生産に供する機械装置等の購入費
新商品開発後5年以内の商品生産に直接供する機械装置等の購入

※ 新商品開発については、完成品が年度内に必ず出来上がらなければならないということはありませんが、年度内に事業結果（試作品や完成コンセプト等）を提出する必要があります。